主な施設基準の届出状況等

中医協 総-9-1 18.4.19

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況をとりまとめたものである。
- 届出状況については、社会保険事務局において閲覧に供することとしている。
- 保険医療機関数の推移

人口以外		平成 1 5 年	平成16年	平成17年
-t-r.i-	施設数	9, 171	9, 119	9, 126
病院	病床数	1, 541, 682	1, 554, 105	1, 558, 747
	施設数	13, 282	13, 829	13, 588
有床診療所	病床数	164, 346	162, 826	162, 088

1 初診料関係

(1)紹介患者加算(病院における紹介患者を診療するという機能を評価し、初診料に加算)

	₩=n # # ^ =2.00	届出	医療機関数(病院	数)
	施設基準の説明	平成 1 5 年	平成16年	平成17年
紹介患者加算 1	・地域医療支援病院:地域医療支援病院紹介率80%以上	47	69	76
(平成18年廃止)	・特定機能病院:紹介率80%以上			
紹介患者加算 2	・地域医療支援病院:地域医療支援病院紹介率60%以上	20	27	43
(平成18年廃止)	・特定機能病院:紹介率60%以上			
紹介患者加算3	・地域医療支援病院:地域医療支援病院紹介率50%以上	213	251	289
(平成18年廃止)	・地域医療支援病院以外の病院:紹介率50%以上			
紹介患者加算 4	・地域医療支援病院:地域医療支援病院紹介率30%以上	929	1,041	1, 092
(平成18年廃止)	・地域医療支援病院以外の病院:紹介率30%以上			.,
紹介患者加算5	・地域医療支援病院:地域医療支援病院紹介率20%以上	539	585	573
(平成18年廃止)	・地域医療支援病院以外の病院:紹介率20%以上	000	303	370

2 入院料等関係

(1)入院基本料

八阮基平和	施設基準の説明		(上段:医療機関	届出医療機関数 類/中段:病棟数/	
	#BBAE (** BO)		平成15年	平成16年	平成17年
	・一般病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて	I 群 1 ~ 5、	6, 067	5, 911	5, 810
一般病棟入院基本料	Ⅲ群3~5に区分		16,874	16, 460	16, 287
<i>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</i>			782, 908	753, 595	738, 059
	・療養病棟における看護配置・看護師比率、看護補助配置に応じて	1及び2に	3, 510	3,715	3, 744
療養病棟入院基本料	区分		4, 807	4, 993	5, 194
	※ 平成16年改正 3~7の区分を廃止		179, 940	191, 979	196, 948
	・結核病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて	1~7に区	300	287	266
結核病棟入院基本料	分		386	354	318
			14, 601	12, 545	10, 829
	・精神病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1~7に区		1, 448	1, 439	1, 425
精神病棟入院基本料	分		4, 446	4, 086	3, 949
			240, 103	228, 584	219, 560
	・特定機能病院の一般、結核又は精神病棟における看護配置・看	一般病棟	81	81	81
	護師比率、平均在院日数に応じてⅠ群の1及び2、Ⅱ群1~3		1, 448	1, 457	1, 440
	に区分		65, 890	65, 847	64, 727
		結核病棟	18	15	14
特定機能病院入院基本料			18	15	14
			463	337	305
		精神病棟	75	75	74
			81	81	80
			3, 673	3, 671	3, 616
	・専門病院の一般病棟における看護配置・看護師比率、平均在院日	数に応じて	14	17	16
専門病院入院基本料	1 及び2に区分		122	146	135
			5, 516	6, 593	6, 056
	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設	等の一般病	298	389	462
障害者施設等入院基本料	棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般	a 協病植	594	775	841
	・ ・ 上記について、看護配置・看護師比率に応じて1~5に区分	X7/1/本	26, 579	32, 299	36, 165

		届出医療機関数		
	施設基準の説明	(上段:医療機関	関数/中段:病棟数/	/下段:病床数)
	 -	平成 1 5 年	平成16年	平成17年
	・看護配置に応じてⅠ群1~3、Ⅱ群3及び4に区分	10, 925	12, 248	10, 064
有床診療所入院基本料		_	_	_
有体的原则人员基本作		129, 732	136, 796	119, 615
	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの	2,072	1, 990	1, 938
有床診療所療養病床入院基本				— I
料料		15, 650	14, 507	14, 843

(2)入院基本料加算

			届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
	施設基準の説明	(上段:				
		平成15年	平成16年	平成17年		
	・常勤の医師数が許可病床数の12%以上	114	136	160		
入院時医学管理加算	・入院以外の患者数が入院患者数の1.5倍以下	43, 596	35, 834	59, 290		
	・許可病床数200床以上	645	765	848		
紹介外来加算	・地域医療支援病院:地域医療支援病院紹介率30%以上	288, 423	332, 303	353, 714		
(平成18年廃止)	・地域医療支援病院以外の病院:紹介率30%以上	200, 120	·			
紹介外来特別加算	・入院以外の患者数が入院患者数の1.5倍以下	206	234	268		
(平成18年廃止)		75, 567	83, 170	89, 819		
	・地域医療支援病院:地域医療支援病院紹介率30%以上					
急性期入院加算	・地域医療支援病院以外の病院:紹介率30%以上	376	470	558		
(平成18年廃止)	・当該一般病棟入院患者の平均在院日数が17日以内	132, 906	174, 233	203, 136		
	・診療録管理体制加算の届出、医療安全管理体制の整備等					
	・地域医療支援病院:地域医療支援病院紹介率30%以上	†				
	・地域医療支援病院以外の病院:紹介率30%以上	41	76	117		
急性期特定入院加算	・当該一般病棟入院患者の平均在院日数が17日以内	14, 514	27,011	39, 471		
(平成18年廃止)	・入院以外の患者数が入院患者数の1.5倍以下	11,011	21, 011	55,		
	・診療録管理体制加算の届出、医療安全管理体制の整備等					
地域医療支援病院入院診療加	・地域医療支援病院:地域医療支援病院紹介率80%以上	30	49	56		
算2		8, 402	17, 187	21, 084		

	施設基準の説明		(上段·1	ーニー 届出医療機関数 医療機関数/下段:	病 庆数)
			平成15年	平成16年	平成17年
	・単独型又は管理型臨床研修指定病院(大学病院を含む)		_	587	750
臨床研修病院入院診療加算	・診療録管理体制加算を算定している				, oo
(平成16年新設)	・「研修医」2.5人につき指導医(臨床研修7年以上)1人以上 等				
	・1名以上の診療記録管理者の配置		1, 263	1,590	2, 101
診療録管理体制加算	・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等		434, 862	530, 425	627, 680
	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟、鴉	療養	556	851	1, 119
特殊疾患入院施設管理加算	病棟又は精神病棟	1	51, 076	76, 941	87, 001
	・入院患者数と看護職員数及び看護補助者数の比が2対1以上		01, 010		
	・新生児入院医療管理が必要な新生児を概ね7割以上入院させている一般9	病			
	棟の病室		66	64	67
新生児入院医療管理加算	・小児科医師の常時配置		779	681	743
	・入院患者数と看護職員数の比が常時6対1以上等				
(本 苯 T四 k本 ho 体	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等		1, 226	1, 404	1, 537
療養環境加算			145, 687	163, 461	183, 465
子 - * * * * * * * * * * * * * * * * * *	・常時監視を要し、重傷者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置		2, 216	2, 286	2, 325
重症者等療養環境特別加算	・療養に適している個室又は2人部屋の病床				
	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が	1	1, 761	1,919	1, 960
	具備されている機能訓練室、適切な施設		116, 564	125, 850	122, 442
	・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置	2	930	1,007	982
療養病棟療養環境加算	・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅等に応じて1~3に区分		47, 458	51, 964	49, 188
		3	221	209	191
			12, 559	11, 097	10, 670
	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室	,	775	788	795
	・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置		6, 864	6, 986	6, 497
診療所療養病床療養環境加算	・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅、食堂・談話室の有無等	2	1, 481	1, 440	1, 349
	に応じて1及び2に区分	_	11, 940	12,031	9, 691
	・緩和ケア診療を行うにつき十分な体制の整備		29	34	53
緩和ケア診療加算	・財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている		_	_	
	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定	定す	176	186	189
精神科応急入院施設管理加算	る精神病院		8, 029	4, 359	3, 685
	・医療保護入院のための必要な専用病床の確保		0, 029	4,000	0, 000

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
	70E22 1 10 E001	平成15年	平成16年	平成17年	
精神病棟入院時医学管理加算	・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設	152 25, 257	186 34, 185	217 30, 779	
児童・思春期精神科入院医療 管理加算	・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟 ・当該病棟に常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) ・入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等	7 478	8 547	10 595	

(3)特定入院料

			届出医療機関数	
	施設基準の説明	(上段:	医療機関数/下段:	病床数)
		平成15年	平成16年	平成17年
	・救命救急センターを有する病院		1.00	180
 救命救急入院料	・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置	159	168	
秋叩秋志入阮科	・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等	4, 724	5, 211	5, 153
	・特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて1及び2に区分			
	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置	473	509	529
特定集中治療室管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上	3, 536	3,928	3, 799
	・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等			
ハイケアユニット入院医療管	・看護師配置常時4対1以上	_	18	51
理料(平成16年新設)	・特定集中治療室に準じる設備	_	190	565
连科(十八)〇十初設/	・重症度等を満たしている患者8割以上 等			
	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置	207	215	208
新生児特定集中治療室管理料	・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上	1, 345	1,503	1, 464
	・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	1,010	1,000	
総合周産期特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置	35	39	52
母体・胎児集中治療室管理料	・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上	(病床数) 294	(病床数) 312	(病床数) 387
新生児集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	(病床数) 449	(病床数) 488	(病床数) 588
	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置	26	28	25
	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上	81	57	71
理料	・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等			
一類感染症患者入院医療管理	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等	7	8	12
料		12	14	23

	施設基準の説明			(上段:平成15年	届出医療機関数 医療機関数/下段: 平成16年	病床数) 平成17年
特殊疾患入院医療管理料	・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・入院患者数と看護職員及び看護補助者の数の比が2対1以上			57	58	<u> </u>
177.从总人的区域占在47	・病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上以上が看護師) ・特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院	等		1, 492	855 121	1, 193
	・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1~3に区分	>	1	2, 671 227	5, 978 218	7, 123 217
小児入院医療管理料	※ 平成16年改正 小児入院医療管理料1の在院日数の要件だ		2	7, 220	6, 659	6, 401
	日以内から21日以内に変更 小児入院医療管理料1及び2の混在した届出が可能(平成 改正前は、条件付きで1病棟に限度で届出可能)	16年	3	133 —	115	110 —
	・病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が		1	398	521	574
回復期リハビリテーション病棟入院料	8割以上入院 ・入院患者数と看護職員数(うち4割以上が看護師)の比が3対 1以上	一般	病棟	(病棟数)195 (病床数)8,765	(病棟数) 255 (病床数) 11,538	(病棟数) 281 (病床数) 12, 388
四1支が] ハビーリー フョンが14人へのにする	・入院患者数と看護補助者数の比が6対1以上 ・リハビリテーション科の医師、理学療法士、作業療法士の配置	療養	病棟	(病棟数) 274 (病床数) 12, 970	(病棟数) 401 (病床数) 16, 271	(病棟数) 446 (病床数) 18, 021
亜急性期入院医療管理料 (平成16年新設)	・看護配置 2. 5 対 1 以上 ・病棟の看護職員の最小必要数の 7 割以上が看護師 ・在宅復帰支援担当者の配置 ・退院患者の 6 割以上が居宅等へ退院している 等			_	327 3, 843	685 8, 095
	・入院患者数と看護職員数及び看護補助者数の比が2対1以上 ・5割以上の看護職員(うち2割以上以上が看護師)		1	144 8, 385	172 9, 430	181 9, 873
特殊疾患療養病棟入院料	・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させる一般病棟、 病棟又は精神病棟・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分	療養	2	200 13, 282	246 15, 434	271 17, 140
緩和ケア病棟入院料	・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・入院患者数と看護師数の比が1.5対1以上 等	ž		125 2, 423	140 2, 689	154 2, 922

	施設基準の説明		届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
			平成 1 5 年	平成16年	平成17年	
精神科救急入院料	 ・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配・入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・精神科救急医療施設 等 	置	8 329	14 602	16 1, 192	
	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟・精神科救急医療施設・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置	1	101 5, 223	124 6, 516	144 7, 139	
精神科急性期治療病棟入院料	・ 当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 ・ 看護配置等に応じて、1及び2に区分	2	11 555	12 696	12 680	
精神療養病棟入院料	・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 等 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分	1 2	620 73, 247 17 1, 252	678 80, 325 9 641	723 81, 446 8 528	

3 短期滞在手術基本料(日帰り手術、1泊2日入院による手術を行うための環境及び必要な術前・術後の管理や定期的な検査、画像診断、麻酔管理を包括的に評価)

·	施設基準の説明		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			平成15年	平成16年	平成17年
	・麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて、1及び2に区分		82	87	86
短期滞在手術基本料		1	59	72	84
			87	96	96
		2	23	25	28

4 指導管理等

	施設基準の説明	(上段:	届出医療機関数 病院数/下段:診療	届出医療機関数 請院数/下段:診療所数)	
		平成15年	平成16年	平成17年	
	・人工内耳埋込術の施設基準を満たすか、耳鼻咽喉科に十分な経験を有する常	693	723	703	
高度難聴指導管理料	勤医師配置	1, 873	1,891	1, 926	
	・小児科を標榜する医療機関	1, 387	1, 375	1, 351	
小児科外来診療料		14, 967	15, 149	15, 204	
地域連携小児夜間・休日診療 料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ※ 平成16年改正 連携する他医療機関の医師数を5名から3名に変 更、診療体制を常時から夜間・休日・深夜に変更、他医療機関の医師のみ 算定から当院医師も算定可に変更	(医療機関数) 17 (連携数)186	(医療機関数) 173 (連携数) 1,226	(医療機関数) 238 (連携数) 1, 853	
手術前医学管理料	・手術前に行われる検査結果に基づき計画的な医学管理を実施	1, 215 1, 615	1, 229 1, 639	1, 245 1, 634	
開放型病院共同指導料(I)	 ・ 当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 ※ 平成16年改正 2次医療圏の1つの診療科主とする当該病院の開設者と関係のない10以上の診療所の医師又は歯科医師の登録、当該地域の当該診療科の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録と施設基準を追加 	(医療機関数) 550 (病床数) 22, 305	(医療機関数) 621 (病床数) 24, 744	(医療機関数) 679 (病床数) 22, 488	
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	(病院数) 5,367	(病院数) 5,432	(病院数) 5, 4 86	

5 在宅医療

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
	・診療所又は許可病床数200床未満の病院	1, 087	1, 080	1, 078
在宅時医学管理料	・緊急時の入院体制の整備 等	6, 337	6, 661	6, 976
+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備	895	913	932
在宅末期医療総合診療料	・緊急時の入院体制の整備	4, 880	5, 235	5, 600
在宅患者訪問薬剤管理指導料	・行う旨を社会保険事務局長に届け出た保険薬局	(薬局数)	(薬局数)	(薬局数)
		29, 880	31, 528	32, 515

6 検査

	施設基準の説明		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			医可定米(1)
			平成15年	平成16年	平成17年	
	・院内検査を行っている病院、診療所			474	473	469
血液細胞核酸増幅同定検査	・臨床検査を専ら担当する常勤医師の配置 等			0	0	0
	・院内検査を行っている病院、診療所 等		1	3, 123	3, 265	3, 353
公从公本签理加 签	・臨床検査を専ら担当する常勤医師の有無に応じて、1及び2に区分	}		123	155	181
検体検査管理加算 			2	691	737	769
				1	. 1	0
	(送信側)			39	46	43
	・離島等に所在する保険医療機関等	送	信側	0	0	4
テレパソロジーによる病理組	・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備					
織迅速顕微鏡検査	(受信側)			20	20	21
	・病理検査を担当する常勤医師の配置	受	:信側	_		_
	・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院等			328	340	356
心臓カテーテル法による諸検	・当該検査を行うにつき十分な専用施設			348 1	340	330 1
査の血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置等			 (医療機関数)	(医療機関数)	(医療機関数)
人工膵臓	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等			94	(四次(成例))	91
	・当該検査を行うにつき必要な医師及び有護師の配置。等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			244	247	248
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき下がな専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		ļ	0	0	0
	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設			0	0	0
光トポグラフィー	・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施			0	0	0
 神経磁気診断	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設				18	23
(平成16年新設)	・3年以上の経験を有する常勤医師の配置 等			_	0	0
中枢神経磁気刺激による誘発	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設			9	8	8
筋電図	・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施			0	0	0
++***********************************	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置			195	208	215
補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき十分な装置・器具			138	154	177

7 画像診断

	施設基準の説明		(上段:	届出医療機関数 病院数/下段:診療	聚所数)
			平成15年	平成16年	平成17年
	・放射線科を標榜する医療機関	1	698	720	733
	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置	1	96	117	138
	・画像診断を専ら担当する常勤医師により、全ての核医学診断、コン ュータ断層診断が行われているかに応じて、1及び2に区分 等	2	811	834	851
			0	. 0	2
	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関	27/ /≅ /mi	41	75	74
	・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設	送信側	11	13	16
	(受信側)・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院		22	37	26
	・病理診断を行りにつき十分は体制を整備した的院	受信側		_	
	・当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設	•	(医療機関数) 510	(医療機関数) 588	(医療機関数) 588
│ 特殊 C T 撮影	・共同利用率が5%以上		(機器数) 535	(機器数) 626	(機器数) 613
	・当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設		(医療機関数) 736	(医療機関数) 898	(医療機関数) 996
│特殊MRI撮影	・共同利用率が5%以上		(機器数) 780	(機器数) 971	(機器数) 1,000
	・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等		(医療機関数)41	(医療機関数)55	(医療機関数)83
┃ ┃ポジトロン断層撮影	・核医学診断の経験3年以上、かつ所定の研修を終了した常勤医師1	名以上	(共同利用率要件該当)	(共同利用率要件該当)	(共同利用率要件該当)
THE PROPERTY OF	(共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)		19	34	55

8 注射

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成15年	平成16年	平成17年	
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 ※ 平成16年改正 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評 価を受けていることという要件を削除	343 2	709 19	960 30	

9 リハビリテーション関係

				届出医療機関数	
	施設基準の説明		(上段:	病院数/下段:診療	所数)
			平成15年	平成16年	平成17年
心疾患リハビリテーション (平成 1 8 年廃止)	・救命救急入院料1又は特定集中治療室管理料の施設基準を満たす ・訓練又は療法を行うにつき器械・器具を具備 ※ 平成16年改正 循環器科若しくは心臓血管外科を標榜する医療機関 であり、緊急時に円滑な対応ができる体制が確保されていることという要 件の追加。		129 0	165 0	215 0
総合リハビリテーション施設 (平成18年廃止)	・専任の常勤医師が2名以上 等 ・理学療法士数、作業療法士数、専用施設の広さ等に応じて、A及し に区分	ßВ A В	712 7 46 0	806 6 68 0	923 6 88 0
	・理学療法士の配置 ・十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	(11)	3, 711 763	3,718 832	3, 720 916
理学療法 (平成18年廃止)	・医師、理学療法士の勤務体系、施設の広さ等に応じて、(Ⅱ)及び (Ⅲ)に区分 ※ 平成16年改正 早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者に変更	(Ш)	730 689	725 775	718 837
作業療法 (平成18年廃止)	・医師、作業療法士の配置 ・十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 ※ 平成16年改正 早期リハビリテーション加算を算定する患 者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後 90日以内の患者に変更	(П)	1, 496 176	1,571 201	1, 563 210
	・医師、言語聴覚士の配置 ・十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	(I)	352 23	433 28	532 31
一手可生尚病汁	・言語聴覚士数、専用施設数等に応じて、(I), (Ⅱ) に区分 ※ 平成16年改正 (Ⅲ) を新設	(11)	1, 552 166	1,636 199	1, 694 207
言語聴覚療法 (平成18年廃止) 	(I)、(II) について、個別療法室又は集団療法室のいずれ か一方のみの設置でも届出可能とした。 早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症し た脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者 に変更	(Ⅲ)		83 22	128 41
難病患者リハビリテーション	・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等 ※ 平成16年改正 対象疾患を追加		13 6	12 7	13 7

10 精神科専門療法

·	施設基準の説明		(上段:	届出医療機関数 病院数/下段:診療	聚所数)
			平成15年	平成16年	平成17年
w= -h-1/	・専従の作業療法士1名以上		1, 023	1, 075	1, 112
┃精神科作業療法 ┃	・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等		1	1	1
	・精神科医師、従事者の配置	大規模なもの	512	544	573
w= +h=1 = 1	・専用施設の保有 等	八州(天) もり	135	148	160
┃精神科デイ・ケア ┃	・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規	小規模なもの	407	432	431
ì	模に区分	小児(笑はもの)	223	235	254
	・精神科医師、従事者の配置		96	100	. 111
精神科ナイト・ケア	・専用施設の保有 等		67	72	71
	・精神科医師、従事者の配置		173	186	209
精神科デイ・ナイト・ケア	・専用施設の保有 等		56	63	85
医療保護入院等診療料	·常勤精神保健指定医1名以上		_	1, 027	1, 155
(平成16年新設)	・行動制限最小化に係る委員会の設置 等		_	0	0

11 処置

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:うち症例数要件該当		
		平成15年	平成16年	平成17年
エタノールの局所注入	・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等	107 30	(甲状腺)115 25	(甲状腺) 107 12
	(年間実施件数20件未満の場合、所定点数の70%で算定) ※ 平成16年改正 副甲状腺を追加		(副甲状腺) 63 15	(副甲状腺) 69 8

12 手術

	₩=₽.₩₩₽.₩₽	届出医療機関数(病院数)		
	施設基準の説明	平成15年	平成16年	平成17年
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極	・当該療養を行うにつき十分な専用施設	433	447	462
植込術又は脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	100		
脊髄刺激装置植込術又は脊髄	・当該療養を行うにつき十分な専用施設	507	568	616
刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	001		
1. 元九百四 7 45	・当該療養を行うにつき十分な専用施設	86	89	93
人工内耳埋込術	・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置等	- 00		
両室ペースメーカー移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		133	209
(平成16年新設)	・ 当該原食で11 プログランタな区間及び有援間が配置。 サ			
埋込型除細動器移植術及び埋	・当該療養を行うにつき十分な専用施設	185	219	232
込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	100	210	
4-h m 1 > n+h	・当該療養を行うにつき十分な専用施設	147	150	150
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	144	100	
植込み型補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設	_	0	2
(平成16年新設)	・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等			
体外衝撃波腎・尿管結石破砕	・当該療養を行うにつき十分な専用施設	804	828	863
術	・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置等	004	020	
/ /=- #/\	・当該療養を行うにつき十分な専用施設	399	404	406
体外衝擊波胆石破砕術	・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	000	101	100
経皮的中隔心筋焼灼術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		199	246
(平成16年新設)	・ 日政原食で11 7 につき必要な区間及び有暖間の配置 サ		100	
経皮的冠動脈形成術(高速回転式	・当該療養を行うにつき十分な専用施設	243	252	261
経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの)	・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等			
生体部分肝移植	・当該療養を行うにつき十分な専用施設	58	62	63
	・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等			
ペースメーカー移植術、ペースメ	・当該療養を行うにつき必要な医師の配置 等	(医療機関数)	(医療機関数)	(医療機関数)
一カー交換術(電池交換を含む)		2, 989	2,923	2, 902
大動脈バルーンパンピング法	・当該療養を行うにつき必要な医師の配置 等	(医療機関数)	(医療機関数)	(医療機関数)
(IABP法)		1, 512	1,538	1, 544

[※] 上記手術については、施設基準に適合している限り所定点数を算定。

		妆乳甘油 页≅5四	届出医療機関数 降、上段:加算/下段	・ 滅質なし)	
		施設基準の説明	平成15年	平成16年	平成17年
	頭蓋内腫瘍摘出術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上	669	661 1, 419	624 1, 442
	黄斑下手術等	・年間50例(専門医の場合は30例)以上(平成14年については、年間 30例(専門医の場合は18例)以上) ※ 平成14年新設	407	425 871	433 895
区 分 1	鼓室形成手術等	(平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への 手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし	185	163 793	159 816
	肺悪性腫瘍手術等	・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算・	401	398 1,613	385 1, 666
	経皮的カテーテル心筋焼灼術等		110	130 651	141 686
	靭帯断裂形成手術等	 (平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間10例(専門医の場合は6例)以上(平成14年については、年間7例(専門医の場合は4例)以上) ※ 平成14年新設(平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算 	713	760 1,943	717 2, 000
	水頭症手術等		907	941 1, 401	944 1, 405
	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		122	134 751	113 778
区 分 2	尿道形成手術等		738	855 1, 328	849 1, 332
	角膜移植術		104	109 488	103 499
	肝切除術等		962	1, 015 1, 950	998 1, 990
	子宮附属器悪性腫瘍手術等		507	504 1,210	476 1, 215

		₩-=n.₩.₩. o .=₩.np		届出医療機関数 降、上段:加算/下戶	ひ: 減算なし)
		施設基準の説明	平成15年	平成16年	平成17年
	上顎骨形成術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間5例(専門医の場合は3例)以上(平成14年については、年間3例 (専門医の場合は2例)以上) ※ 平成14年新設	(医科)261 (歯科)39	(医科) 253 808 (歯科) 31 69	(医科) 238 1,448 (歯科) 29 270
区分3	上顎骨悪性腫瘍手術等	(平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	(医科) 361 (歯科) 53	(医科) 375 816 (歯科) 54 79	(医科) 359 837 (歯科) 37 224
	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘) 術(両葉)		139	130 1,072	117 1, 121
	母指化手術等		(医科)198 (歯科)10	(医科) 184 920 (歯科) 10 20	(医科)178 954 (歯科)7 266
	 内反足手術等		59	60 917	61 954
	食道切除再建術等		668	641 1, 723	614 1, 759
	同種腎移植術等		86	90 443	88 464
人工関節置換術		 (平成15年まで) ・整形外科を標榜 ・当該手術に関し、5年以上の経験を有する常勤医師3名以上 ・年間50例以上(平成14年については、年間30例以上) ※ 平成14年新設(平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算 	402	418 2, 190	440 2, 266

#-	施設基準の説明	(平成16年以	段:減算なし)	
	心改革キの説列	平成15年	平成16年	平成17年
乳児外科施設基準対象手術	 (平成15年まで) ・小児外科を標榜 ・年間20例以上(平成14年については、年間15例以上) ※ 平成14年新設(平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算 	33	32 224	29 230
ぺースメーカー移植術及びペースメーカー交 換術	(平成15年まで) ・循環器科を標榜 ・循環器科の経験を5年以上有する常勤医師2名以上 ・常勤の臨床工学技士1名以上 ・年間30例以上(平成14年については、年間20例以上) ・心臓電気生理学的検査を年間10例以上(平成14年については、年間7例以上) ※ 平成14年新設(平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	465	478 1,825	483 1, 890
冠動脈、大動脈バイパス移植術 及び体外循環を要する手術	(平成15年まで) ・心臓血管外科を標榜 ・心臓血管外科を専ら担当する常勤医師3名以上(うち5年以上の経験を有する常勤医師2名以上) ・常勤の臨床工学技士1名以上 ・年間100例以上(平成14年については、年間70例以上) ※ 平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	202	194 639	195 644

	施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年以降、上段:加算/下段:減算なし)		
		平成15年	平成16年	平成17年
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠 動脈血栓切除術及び経皮的冠動 脈ステント留置術	(平成15年まで) ・循環器科を標榜 ・当該手術に関し、5年以上の経験を有す常勤医師2名以上(うち10年以上の経験を有す常勤医師1名以上) ・5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤医師1名以上 ・常勤の臨床工学技士1名以上 ・年間100例以上(平成14年については、年間70例以上) ※ 平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	631	671 1, 204	682 1, 274

[※] 平成18年度改定にて加算に係る施設基準を廃止

13 麻酔

	14-70 Hz 74-7-57 DD		届出医療機関数	
	施設基準の説明	平成15年	平成16年	平成17年
麻酔管理料	・算定する旨を社会保険事務局長へ届け出た麻酔科を標榜する保険医療機関	2, 560	2, 622	2, 660

14 放射線治療

			届出医療機関数	
	施設基準の説明	(上段:	病院数/下段:診療	療所数)
		平成15年	平成16年	平成17年
	・放射線治療を専ら担当する常勤医師の配置	409	416	421
放射線治療専任加算	・十分な機器、施設の保有	0	1	0
	・年間合計100例以上実施 等	(医療機関数)	(医療機関数)	(医療機関数)
高エネルギー放射線治療		511	539	549
直線加速器による定位放射線	・放射線治療を専ら担当する常勤医師、常勤診療放射線技師、機器の精度管理		(医療機関数)	(医療機関数)
治療(平成16年新設)	を担当する者の配置 等		79	110

15 歯科関係

	14 = 0 ++ 14 - 0 = 24 0 D			届出医療機関数	
	施設基準の説明	平成15年	平成16年	平成17年	
病院歯科初診料	・歯科医師が常時 2 名以上 等	1	317	346	363
(平成18年廃止)	・紹介率、規定する手術の症例数に応じて、1及び2に区分	2	27	23	23
かかりつけ歯科医初診料 (平成18年廃止)	・歯科医師が常時1名以上 ・補綴物維持管理料の届出 ・当該地域において他の保険医療機関との連携体制の確保 等		61, 476	63, 001	63, 855
感染予防対策管理料 (平成18年廃止)	・病院歯科初診料1の施設基準に適合する医療機関・感染予防対策委員会を月1回程度定期的に開催・感染予防対策委員会による感染対策マニュアルの作成 等※ 平成16年改正 病院歯科感染予防対策管理料から名称変更	236	263	295	
病院歯科共同治療管理料(I) (平成18年廃止)	・病院歯科初診料1の施設基準に適合する医療機関・症例検討室等の必要な構造設備の保有・当該地域において他の保険医療機関との連携体制の確保 等		107	115	123
歯科治療総合医療管理料 (平成16年新設)	・かかりつけ歯科医初診料の届出 ・当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具 等		_	7,649	8, 471
地域医療連携体制加算 (平成16年新設)	・かかりつけ歯科医初診料の届出 ・緊急時の連携体制の確保 等		_	5, 932	6, 590
歯周疾患継続治療診断料 (平成18年廃止)	・かかりつけ歯科医初診料の届出 ・十分な体制の整備		55, 774	57, 393	58, 491
歯科口腔継続管理治療診断料 (平成16年新設) (平成18年廃止)	・かかりつけ歯科医初診料の届出 ・常勤の歯科衛生士又は看護師1名以上の配置		_	22, 507	24, 303
補綴物維持管理料	・行う旨を社会保険事務局長に届け出た保険医療機関		66, 184	66, 979	67, 734

16 その他(入院時食事療養の基準等に係る届出状況)

		届出医療機関数				
	基準の説明	(上段:	病院数/下段:診療	療所数)		
		平成15年	平成16年	平成17年		
入院時食事療養(I)	・栄養士により行われている ・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 院基本料等の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等	8, 796 2, 029	8, 755 2, 084	8, 682 2, 111		
特別管理 (平成18年廃止)	・管理栄養士により行われている ・適時・適温の食事療養が行われている 等	7, 408 469	7, 547 492	7, 513 511		

選定療養に係る報告状況

- 〇 特定療養費に関する保険医療機関等から地方社会保険事務局長への報告が必要な事項のうち、主な事項について全国の状況を集計 したものである。
- 1 特別の療養環境の提供
- (1) 特別の療養環境の提供に係る病床数の推移

区分	平成14年7月1日現在	平成15年7月1日現在	平成16年7月1日現在
特別の療養環境の提供に係る 病床数(総病床数に占める割合) 1人室 2人室 3人室 4人室	床 % 139, 826 (9.2) 66, 462 (4.4) 6, 019 (0.4) 18, 414 (1.2)	床 % 141,538(9.9) 63,923(4.5) 5,912(0.4) 19,958(1.2)	床 % 142,487 (9.9) 61,118 (4.2) 5,789 (0.4) 21,880 (1.5)
合 計	230, 721 (15.2)	231, 331 (16.1)	231, 274 (16.0)
当該医療機関における総病床数	1, 522, 453床	1, 433, 208床	1, 442, 074床

(2) 1日当たり徴収額 金額階級別病床数(平成16年7月1日現在)

(床)

	~ 1,050円	~ 2, 100 円	~ 3,150円	~ 4, 200 円	~ 5, 250 円	~ 8, 400 円	~ 10,500円	~ 15, 750 円	~ 31,500円	~ 52, 500 円	~ 105, 000 円	105, 001 円 ~	合 計	1日当たり 平均徴収額 (推計)
1 人室	5, 819	12, 796	20, 093	16, 739	20, 549	28, 572	14, 038	13, 197	9, 152	1, 258	264	10	142, 487	6, 880 円
2 人室	12, 769	17, 647	12, 135	5, 211	5, 383	4, 381	1, 854	1, 615	117	6	0	0	61, 118	2, 949 円
3 人室	1, 315	1, 663	1, 056	726	374	563	65	15	6	6	0	0	5, 789	2,674円
4 人室	7, 515	5, 926	3, 665	1, 333	1, 669	1, 632	108	20	12	0	0	0	21, 880	2, 278 円
合 計	27, 418	38, 032	36, 949	24, 009	27, 975	35, 148	16, 065	14, 847	9, 287	1, 270	264	10	231, 274	5, 301 円

参考 最低 50 円 最高 210,000 円

2 病床数が200以上の病院について受けた初診

(1)報告医療機関数の推移

	平成14年7月1日現在	平成15年7月1日現在	平成16年7月1日現在
報告病院数	1, 283	1, 199	1, 138
<u> </u>		参考	徴収額の最低 210円
			最高 5,250円

(2) 金額階級別医療機関数(平成16年7月1日現在)

	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	5,001円	合計
	500円	1,000円	1, 500 円	2, 000 円	2, 500 円	3,000円	3, 500 円	4, 000円	4, 500円	5, 000円	以上	
病院数	118	167	366	230	1 2 3	6 9	4 3	3	1 2	3	4	1, 138

3 予約に基づく診療

	平成14年7月1日現在	平成15年7月1日現在	平成16年7月1日現在
報告医療機関数	9 7	1 3 3	105
		参考	予約料の最低 100円
			最高10,500円

4 保険医療機関等が表示する診療時間以外の時間における診療

	平成14年7月1日現在	平成15年7月1日現在	平成16年7月1日現在
報告医療機関数	1 4 4	159	154
		参考	徴収額の最低 70円
			最高20.150円

5 金属床による総義歯の提供

	平成14年7月1日現在	平成15年7月1日現在	平成16年7月1日現在
報告医療機関数	26, 609	27, 538	24, 776
		参考 1床当たり3	平均額(推計)293,000円

6 齲蝕に罹患している患者であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理

	平成14年7月1日現在	平成15年7月1日現在	平成16年7月1日現在
報告医療機関数	20, 912	20, 482	16, 106
<u> </u>		参考 平均額(推計)	
		フッ化物局所応用(1	口腔1回につき) 2, 001円
		小窩裂溝填塞(1 歯に	つき) 1,899円

7 病床数が200以上の病院について受けた再診

	平成14年7月1日現在	平成15年7月1日現在	平成16年7月1日現在
報告病院数	5 7	9 6	9 6
		参考	徴収額の最低 10円
			最高 5,250円

8 入院期間が180日を超える入院

	平成14年7月1日現在	平成15年7月1日現在	平成16年7月1日現在
報告医療機関数	7, 821	6, 341	8, 792
		参考 徴収した料金(1人	1日当たり)最低 6円
			最高7.240円